

10月30日(日)は 福島県知事選挙・福島県議会議員補欠選挙の投票日です

選挙のお知らせ



区分	第22回福島県知事選挙 福島県議会議員補欠選挙		
投票日	令和4年10月30日(日)		
投票所の場所 および投票時間	投票区名	投票所	投票時間
	第1投票区	折木地区集会所 広野町大字折木字大平168-1	午前7時～午後7時
		第2投票区	
	第3投票区		
県知事選挙 期日前投票		令和4年10月14日(金)～10月29日(土) 広野町役場1階 児童図書室 午前8時30分～午後8時	
県議会議員補欠選挙 期日前投票	令和4年10月21日(金)～10月29日(土) 広野町役場1階 児童図書室 午前8時30分～午後8時		

※お手元に届いた入場券指定の投票所にて投票してください
 ※10月14日～10月20日に県知事選挙の期日前投票をされた方につきましては、別途、県議会議員補欠選挙用の入場券をお渡しします

投票所案内



町内で投票ができない方へ

住民票のある広野町以外の市区町村に滞在している方は、滞在している市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

不在者投票を行う場合は、「不在者投票請求書」を広野町選挙管理委員会宛に郵送してください。

「不在者投票請求書」は町ホームページからダウンロードするか、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

問 広野町選挙管理委員会事務局 〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35 ☎0240-27-2111
 ホームページ：http://www.town.hirono.fukushima.jp/

広野町環境基本条例の制定について

童謡『とんぼのめがね』にうたわれる情景、ホタルやトンボ、モリアオガエルの棲息する緑豊かな田園をわたる風、清らかな水の流れに恵まれたまち、それが私たちの広野町です。

この豊かな自然、ここに暮らす住民、地域共同体を形成する社会が「風土」とすれば、私たちはこの風土を未来に引き継ぐ責務があります。

この風土を守ることが国土全体の環境対策につながり、気候変動などの地球規模の環境破壊を引き起こさないための原動力にもなるという認識に立って、町は、脱カーボン掲げ、未来に向けて、移住定住を促進していきます。このまちに関係する全ての人々が持続可能な社会の構築に向けて協働し、環境の保全および創造を推進することにより広野町の未来に貢献するため、この条例を制定します。

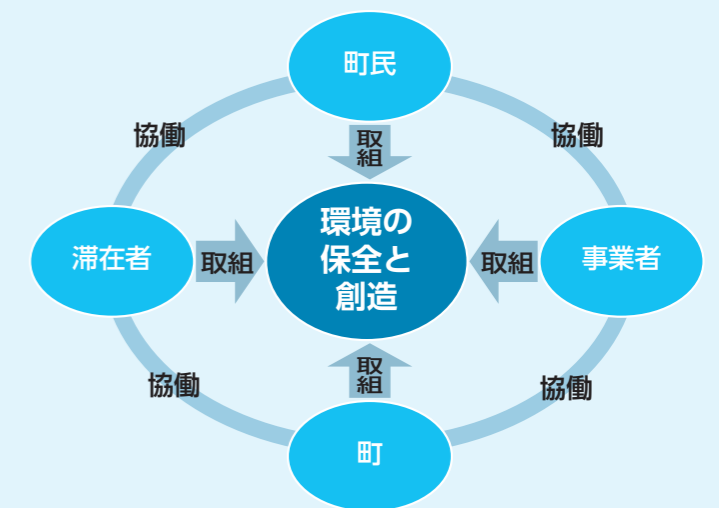


環境基本条例とは

現在ある環境を守ったり（保全）、より良い環境を創ったり（創造）するための方向性を示すものです。

町、事業者、住民が、それぞれの立場で、互いに協力し合い（協働）ながら、環境の保全と創造を行うために取り組むべきことが定められています。

※環境基本条例は、環境に関する方向性を定めたもので、具体的な規制や罰則が示されている条例ではありません。



環境基本条例の必要性

広野町は豊かな環境に恵まれています。自然、史跡、文化遺産、潤いのある持続的な生活環境を守るために、どのような施策を行っていくか、町全体としての方向性を示し、計画的に進めていく必要があります。